

## ⇩ 雇用開発助成金の取扱い

**Q** : 私は小売業を営む個人事業者です。この度、高齢者を雇用し「特定求職者雇用開発助成金」の給付を国から受けました。この助成金の税務上の取扱いを教えてください。

**A** : 支給を受けた助成金は、事業所得の総収入金額に算入することとされています。

### 【解説】

失業率が高まる中、数多くの雇用促進に関する助成金制度が、創設されています。

ご質問の「特定求職者雇用開発助成金」は、高齢者や障害者を雇用した事業主に対して、賃金の支給を補助するもので、対象者の賃金の1/4～1/2相当額を、採用後1年間分について支給することとされています。この助成金の適用を受けるためには、地域のハローワークに、一定の申請をして承認を受けることが条件となっています。

この支給を受けた助成金は、事業を行う上で付随的に生じた収入となり、その事業主の事業所得の総収入金額に算入しなければなりません。

また、この特定求職者雇用開発助成金のように、賃金の支給を補助するための助成金については、給付を受ける具体的な金額が確定していない場合であっても、給付が確定した段階で、その見積額を収入金額に計上しなければなりませんので注意してください。

なお、給付を受けた助成金は、消費税を計算する上では、課税売上にはなりません。

